令和6年度 税制改正~消費税~

令和6年度税制改正が行われました。消費税の改正のうち、下記の事項についてご紹介させていただきます。

1 金又は白金の地金等を取得した場合の事業者免税点制度等の制限

課税事業者が、簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に金又は白金の地金等の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額(税抜金額)が200万円以上である場合には、当該仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、納税義務が免除されないこととされました。

また、当該仕入れ等を行った課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できないこととされました。

<適用開始時期>

この改正は令和6年4月1日以後に行う課税仕入れ等から適用されます。

2 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の適用の制限

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行う仕入れであっても、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行うもので一定の帳簿等を保存している場合には、仕入税額相当額の一定割合(80%・50%)を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

今回の改正により、一の免税事業者等から行う経過措置(80%控除・50%控除)の対象となる課税仕入れの合計額(税込金額)がその年又は事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置(80%控除・50%控除)の適用を受けることができないこととされました。

く適用開始時期>

この改正は令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ(自動販売機特例※1が適用される取引)並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ(回収特例※2が適用される取引)のうち税込3万円未満の取引における帳簿の記載事項については、「住所又は所在地」の記載が不要とされました。

- ※1 自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る税込価額が3万円未満の取引について、その買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。
- ※2 入場券等で適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されているものが、引換給付の際に適格請求書発行事業者により回収される場合、当該引換給付を受ける買手は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

<適用開始時期>

この改正は合和5年10月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

4 免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

輸出物品販売場(いわゆる免税店)で消費税が免除された物品(免税購入品)であることを知りながら、 当該物品を仕入れた場合、当該課税仕入れに係る消費税額について、**仕入税額控除の適用を受けることができない**こととされました。

<適用開始時期>

この改正は令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。